

**The Third
Municipal Waste Management Master Plan
SUITA CITY 2022-2028**

吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画

概要版

吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画について

「吹田市一般廃棄物処理基本計画 後期改訂版」を策定した平成29年度（2017年度）以降、本市の人口は、全国で人口減少が進む中、転入超過による人口増加が続いています。想定した将来人口を大きく上回ることが確実となっています。人口の増加によるごみ排出量の増加が予想されますが、市民1人1日あたりのごみ排出量を削減していくことでごみ排出量の減量を進めます。あわせて社会的にも、食品ロスやプラスチックごみ削減、SDGs、気候変動によるリスクを抑制に向けた取組の強化も求められています。

このような状況を踏まえ、当該計画の上位計画にあたる「吹田市第3次環境基本計画」の施策の柱を基本として、「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

計画の性格と位置づけ	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するものです。 2 循環型社会形成に関わる法律や条例と整合性を保ちつつ、吹田市第4次総合計画や吹田市第3次環境基本計画を上位計画とし、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画等を関連計画として、本市のごみ減量や適正処理の基本施策を定めたものです。 3 国や大阪府、また、近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となります。 4 行政の取組だけではなく、市民、事業者、さらに市民・事業者・行政の三者協働で取り組むべき内容を示すものです。 		
計画の期間	令和4年度（2022年度） - 令和10年度（2028年度）		
	なお、社会情勢が大きく変動した場合など、必要に応じて計画を見直します。		
計画目標		現況値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
	市民1人1日あたりのごみ排出量	835g	760g
	リサイクル率	15.6%	25.6%

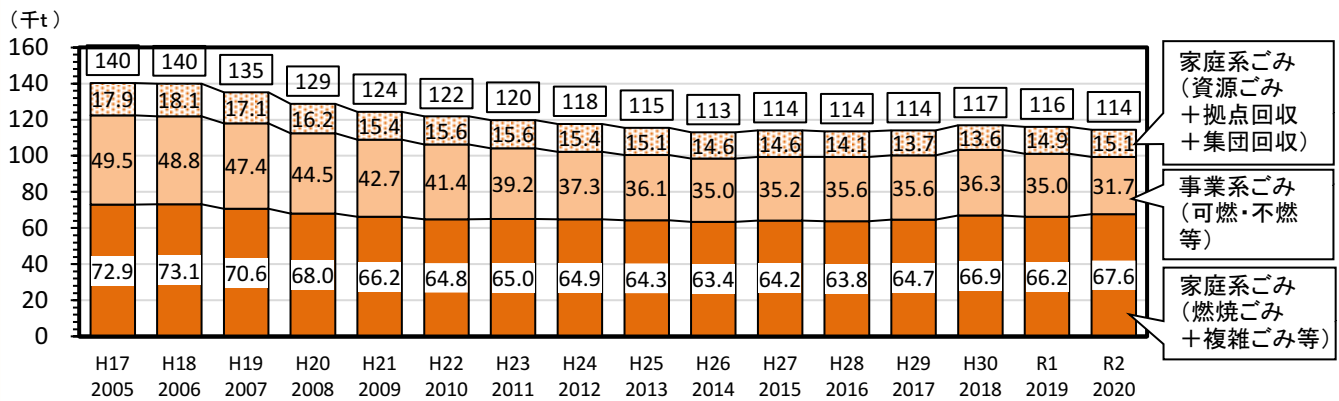
課題

前計画で達成できなかった課題、市民・事業者アンケート調査から見える課題、燃焼ごみ組成調査から見える課題、近年のごみ量の推移から見える課題は以下のとおりです。

ごみの発生抑制を優先する社会への転換に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育、環境学習の充実 ・ 大学生と連携した啓発活動等の実施 ・ ごみの発生抑制を優先する意識の醸成や行動の推進 ・ プラスチック使用量の削減 	排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導の徹底や更なる啓発 ・ マニュアルの充実 ・ 優良な収集運搬業者、リサイクル業者の紹介等の情報提供 ・ 雑がみを含めた古紙類の分別・リサイクルの一層の推進 ・ フードドライブやフードバンクの活用 ・ 使い捨てプラスチックの利用削減
多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源集団回収の活性化 ・ 雑がみについての情報提供や分別の推進 ・ フードバンク、フードドライブの活動支援や参加の呼びかけ等の活性化 ・ ペットボトルについて、回収拠点の拡充等、ごみの減量やリサイクルのシステムの構築 ・ 転入者も参加しやすいリサイクルシステムの構築 	持続可能な低炭素社会に寄与する収集体制や処理システムの構築に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ スラッグの更なる活用方法の検討 ・ 家庭系ごみの有料化の時期や方法等の検討 ・ 市民や事業者に対してごみの減量・リサイクルを推進し、焼却量、埋立処分量の削減

吹田市のごみ発生量の動向

人口が増加しつつあるものの、市民1人1日当たりのごみ排出量をみると、家庭系ごみ（集団回収含む）では平成28年度（2016年度）以降増加、事業系ごみでは平成30年度（2018年度）以降減少しています。



ごみ処理基本計画

基本理念・重点施策・基本施策

○基本理念

使い捨てなどの
ライフスタイルを見直す

限りある資源を有効に使う

豊かな自然と共に生きる

環境に関する課題解決のキーワード（基本理念）

「MOTTAINAI」（もったいない）

○重点施策

1 2Rを優先したごみの減量

- ・ ごみ減量を意識したライフスタイルへの転換
- ・ 簡易包装の促進や使い捨て製品の削減に向けた開発等
- ・ 2Rの重要性について事業者との協働も含めた効果的な啓発、情報提供 他

3 食品ロス削減の推進

- ・ フードドライブへの参加・協力
- ・ 賞味期限の1/3ルール等、食品ロスを生み出す商習慣の見直し
- ・ 食品ロスに関する普及啓発の推進 他

2 分別によるリサイクルの促進

- ・ 12種分別の分別排出ルール of 徹底
- ・ 事業活動における分別の徹底
- ・ 再生資源集団回収への雑がみ排出の周知・啓発
- ・ 減量計画書やごみ減量マニュアルを通じた事業系ごみの分別の推進 他

4 プラスチックごみ削減の推進

- ・ 使い捨てプラスチック製品の使用を削減
- ・ 製品や容器包装に使用するプラスチックについて代替素材の積極的な利用
- ・ プラスチックごみの減量・リサイクルについて、市民・事業者働きかけを実施 他

5 三者協働（市民・事業者・行政）の推進

- ・ 主体性をもって、協働の場において役割を果たす
- ・ 取組の輪を広げ、ライフスタイルやビジネススタイルに転換
- ・ 三者協働の取組についての議論でコーディネーター役を担い、取組の推進の支援 他

○基本施策

(1) ごみの発生抑制を優先する社会への転換

(3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

(2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築

(4) 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築

○基本施策

施策と具体的な内容は以下のとおりです。

施策		具体的な内容
1 ごみの発生抑制を優先する社会への転換	ア 食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみ減量・リサイクルに関する啓発活動や情報提供の充実化	(ア)食品ロス削減の取組
		(イ)プラスチックごみ削減の取組
		(ウ)多様なルートによる情報提供・啓発活動の推進
		(エ)繰り返し使える製品や詰替え製品、ワンウェイ製品の代替品の普及
		(オ)リユースの取組の促進
	イ 市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化	(ア)三者協働による循環型社会形成の構築
		(イ)環境教育・学習の充実
	ウ 環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化	(ア)事業者向けのごみ減量情報の提供や啓発活動の充実
		(イ)多量排出占有者に対する指導の充実
		(ウ)環境マネジメントシステム (EA21 や ISO14001 等)の普及・浸透
		(エ)事業系ごみ対策
	エ 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けた PR 活動の実施	(ア)マイバッグ持参率の維持
		(イ)キャンペーン活動等における市民への PR 活動の充実

施策		具体的な内容
2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築	ア 12 種分別の徹底、ごみの減量やリサイクルを市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進	(ア)分別排出ルールの浸透とそのための仕組みづくり
		(イ)雑がみのリサイクル率向上のための情報提供及び啓発
		(ウ)最適な分別方法の検討
	イ 資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大など、リサイクル手段の拡充の推進	(ア)ペットボトル拠点回収の促進
		(イ)家庭系廃食用油拠点回収の充実
		(ウ)事業者との連携による資源物の回収
		(エ)トレイ等の店頭回収の利用促進
		(オ)資源物持ち去り行為者への対策
	ウ 再生資源集団回収やエコイベントなど、地域リサイクル活動の活性化	(ア)再生資源集団回収の活性化方策の充実
		(イ)吹田市廃棄物減量等推進員の活動の充実
		(ウ)すいたエコイベントの促進
	エ 再生品の使用拡大及び再生資源事業者との連携によるリサイクルシステムの安定化	(ア)再生品の使用推進
		(イ)再生資源事業者との連携強化
	オ フードドライブの推進及びフードバンクとの連携	(ア)フードドライブの普及活動の実施と参加の促進
		(イ)事業者が実施するフードドライブへの協力
		(ウ)フードバンク活動の支援

施策		具体的な内容
3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進	ア 廃棄物管理責任者などを通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透	(ア)収集運搬許可業者への指導強化
		(イ)廃棄物管理責任者を通じた排出管理指導強化
		(ウ)毎月2t未満の排出事業者への指導強化
		(エ)市内大学における廃棄物減量の促進
	イ 事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進	(ア)ごみ減量マニュアルの内容の充実
		(イ)事業系ごみの減量及びリサイクルの指導
		(ウ)食品リサイクル等の推進
		(エ)事業者主催のイベント系ごみのリデュース（発生抑制）及びリユース食器の利用推進
	ウ 燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び古紙など資源回収ボックスの利用促進	(ア)資源循環エネルギーセンターにおける搬入検査の継続実施
		(イ)資源循環エネルギーセンターへ搬入できないごみの周知徹底
		(ウ)市内大学における古紙分別回収ボックスの設置の推進
	エ 剪定枝などのチップ化や腐葉土化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など、市によるごみリサイクル行動の率先実行	(ア)市職員へのごみ分別・減量の推進
(イ)庁内における除草ごみ、剪定枝等のリサイクルの推進		
(ウ)剪定枝等バイオマス資源活用の検討		

施策		具体的な内容
4 持続可能な低炭素社会に寄与する収集体制や処理システムの構築	ア リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立	(ア)適正処理が困難な廃棄物への対応強化
		(イ)適正かつ安定した収集体制の確保
		(ウ)在宅医療廃棄物の収集体制の充実
		(エ)環境負荷が少ない収集車をはじめ公用車の計画的配置
		(オ)資源物持ち去り防止のパトロールの実施
		(カ)家庭系ごみ収集の有料化や指定袋制の検討
	イ 高齢者や障がい者等を対象とした収集体制の充実化	(ア)高齢者や障がい者等のごみ排出を支援する「安心サポート収集」の充実
		(イ)高齢者や障がい者にもわかりやすい分別マニュアルの作成
	ウ 施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築	(ア)資源循環エネルギーセンターの適切な維持管理
		(イ)破碎選別工場・資源リサイクルセンターの適切な維持管理
		(ウ)ストックヤードの適切な維持管理及び溶融スラグ利用の促進
		(エ)将来における施設の建替計画
		(オ)資源循環エネルギーセンターでの発電事業の継続実施
	エ ごみ減量の推進による最終処分量の削減	(ア)最終処分場へのごみ搬入量の削減
	オ 災害廃棄物処理に関する計画の維持と適正な運用	(ア)災害廃棄物処理計画（改訂版）の見直し
		(イ)北摂地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定等、広域的な支援体制の確保

食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進計画の理念と基本目標

○計画の理念

ごみ処理基本計画で掲げている「MOTTAINAI」（もったいない）を食品ロス削減推進計画においても理念とします。

市民・事業者・行政の連携等、本市の特徴を活かした先進的な食品ロス削減の取組を推進し、リデュース（発生抑制）を最優先とした環境負荷をできる限り抑制した循環型社会の構築を目指します。

○基本目標

家庭系及び事業系の一般廃棄物に含まれる食品ロス発生量について、平成12年度（2000年度）比50%減を掲げ、基本施策を着実に実行することにより市民の意識変容や、事業者の積極的な取組を促します。

食品ロス削減推進計画の基本目標と現況値は次のとおりです。

項目	[現状値] 令和2年度 (2020年度)	[目標値] 令和10年度 (2028年度)	<参考> 平成12年度 (2000年度)
食品ロス発生量	14.4千t	10.2千t	20.2千t
うち家庭系	9.0千t	6.2千t	10.6千t
うち事業系	5.4千t	4.0千t	9.6千t
平成12年度 (2000年度)比	約30%減	50%減	-

食品ロス削減推進計画の目標達成に向けた基本施策

1 推進体制の整備

- (1) 食品ロス削減の取組の推進
- (2) 食品ロスの実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施
- (3) 食品ロス削減に関する先進的な事例等の情報提供と功労者の表彰

2 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進

- (1) 消費者、事業者等への食品ロス削減に関する情報提供と啓発
- (2) 家庭における食品ロス削減
- (3) 食品製造業、スーパー等における食品ロス削減
- (4) 環境教育、環境学習の充実
- (5) 「アジェンダ21すいた」との連携

3 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正なリサイクルの推進

- (1) 未使用食品等の有効活用（フードドライブ等）
- (2) 食品廃棄物の飼料化・肥料化等による適正なリサイクルの推進

【コラム：食品が食卓に並ぶまでと発生する食品廃棄物・食品ロス】

野菜・鶏・豚・牛等を大切に育てた農家や酪農家、時には危険な漁で魚を捕えた漁業者、これらの食材を加工する食品工場、食品を運び必要な場所に届ける流通業、新鮮でおいしいものを



提供する食品スーパーや食品小売店等を見て分かる通り、私たちが毎日食べる食品は、多くの人の手間がかかっていることはもちろん、その過程で多くの水やエネルギー等の資源も使われています。食べられるのに CV 捨てられてしまう食品を削減することは、食品に関わるすべての人たちの手間を無駄にしないこと、そして自然や生きものからの恵みを大切に頂くことに繋がります。

生活排水処理基本計画

今後のし尿・浄化槽汚泥等の処理の見通し

早期に下水道による汚水人口普及率 100%を目指して下水道整備を進めていきます。しかし、未接続家庭等への対処も現実の問題として暫くは残るのが実情であり、し尿や浄化槽汚泥等に対して当面は現在と同様に下水処理場の流入渠へ直接流注入し適切な処理を実施していきます。

今後のし尿・浄化槽汚泥等の処理量の見通しは次のとおりです。

項目	[実績] 令和 2 年度 (2020 年度)	[予測] 令和 10 年度 (2028 年度)
し尿	549kL	187kL
浄化槽汚泥等	1,362kL	922kL

生活排水処理基本計画

○下水道整備の推進

下水道計画区域における下水道未整備地域については、土地所有者と協議を行い、解消に努め、人口普及率 100%を目指します。

○下水道へのすみやかな接続

公共下水道が整備された供用開始区域における未接続の家庭等については、水洗化のメリット等を記したパンフレットを配布し、早期に下水道へ接続するよう啓発を行います。

○し尿・浄化槽汚泥等の収集

汲み取りについては、現在と同様に委託業者による収集で対応していきます。また、浄化槽汚泥等についても、引き続き許可業者による清掃・点検、汚泥収集等を実施していきます。

○浄化槽の適正な維持管理の徹底

公共下水道への接続までは、浄化槽設置者に対して、定期的な保守点検、清掃実施及び法定検査の受検について適正な維持管理の必要性を啓発するとともに、浄化槽清掃業許可業者の技術水準の向上を促し、浄化槽からの放流水による公共用水域の汚濁防止に努めます。

吹田市 環境部 環境政策室 〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 TEL(06)6384-1702

本印刷物の用紙は、古紙パルプや持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された原木を使用したパルプを原料にしています。

この冊子は 250 部作成し、1 冊当たりの単価は 180 円です。



